

## さいたま市告示第1658号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項に規定する土地への立入りを伴う基礎調査を実施するので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年10月29日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 基礎調査を実施する土地

さいたま市西区大字西遊馬字高木2141、2142、2143、2144、2145、2146、2147-1、2147-2、2148、北区日進町1丁目40-20、見沼区大字小深作字小深作前385-22、染谷1丁目93-1、93-2、94、95、96、97、104、105、106、107、南区大字広ヶ谷戸字稻荷越312-42、312-43、314-2、323-2、緑区大字三室字中原後190-9、190-11、190-17、190-22、223-168、223-171、223-177、大字大崎字棚井2885-1、2885-3、2888、2905-1、2905-2、大字寺山字中286-1、岩槻区大字相野原字西6、7、大字飯塚字西谷津1464、1465-1、1465-2、1466、大字小溝字本629、本町5丁目2554-25、2554-32、2554-37、2554-45、本丸1丁目7090-4

### 2 基礎調査を実施する期間および時間

令和8年11月13日から令和9年1月29日までの9時から17時まで